

災害により被害を受けた場合の 授業料の減免制度について

【対象者】震災、風水害、火災その他の災害により住宅又は家財が**半壊以上の被害を受けた者**

【減免額】学期授業料の半額を上限に減免します。

【申請書類】学生支援課にて配布します。まずは、学生支援課にご相談ください。

申請前**1年以内**の災害に限ります。
申請は**同一の災害につき1度まで**です。

【問い合わせ先】

下関市立大学 学務部学生支援課

〒751-8510 下関市大学町2丁目1番1号

TEL:083-252-0289 (平日 8:30~17:15)